

論点に対する回答

省 庁 名	経済産業省、法務省
論 点	<p>以下の論点について、下記回答欄にご回答ください。</p> <p>デジタル化が進む社会において、電子メールやクラウドサービス等を利用した電子取引が一般的となっている。加えて、昨今の新型コロナウイルス感染拡大を受け、隔地にて取引を行う機会がより増加している。上記の背景にあっても、債権譲渡の第三者対抗要件は、確定日付のある証書による通知または承諾とされている。現在、送信及び到達に関する記録を取得可能な通信方法も存在しており、そういった電子的なやりとりを導入することで、作業の迅速化及びペーパーレス化が期待される。</p> <p>(参考) 民法第 467 条</p> <p>指名債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。</p> <p>2 前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。</p> <p><論点></p> <p>規制のサンドボックス制度による実証だけではなく制度の恒久化を図るべく、債権譲渡の第三者対抗要件において、既存の確定日付のある証書による債権譲渡の通知と同様に、SMS (Short Message Service) による通知を可能とするよう必要な法的措置を講じるべきではないか。</p> <p>このために直近の法改正の機会をとらえて民法での対応は直ちには難しいとしても、特別法などで適切に改正法案の提出を行うべきではないか。</p>
【回 答】	<p>生産性向上特別措置法に基づく新技術等実証制度（規制のサンドボックス制度）において、債権譲渡に関する債務者への通知について、第三者対抗要件と認められる既存の方法（内容証明郵便等）で行うと同時に、SMS (Short Message Service) による通知を行い、その信頼性、利便性等を検証する実証計画が認定されたところ。</p> <p>生産性向上特別措置法において、新技術等に関し、必要な規制の撤廃又は緩和のための法制上の措置その他の措置を講ずるものとされている趣旨を踏まえて、特別法での対応を含め、適切な検討を継続していきたい。</p>